

保育士資格をお持ちの皆さまへ

子ども・子育て支援新制度が スタートしたこの機会に、 保育の現場で働いてみませんか？



厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」によって、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。これには、保育所の確保だけでなく、保育を支える保育士の確保も必要です。

これまでの取組によって、平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保しました。しかし、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれています。また、平成27年10月の有効求人倍率も約2倍（保育士1人の求職申込に対し、求人募集が2件）、高い都道府県では5倍を超えている状況です。

**皆さまに保育士として働いていただけるよう、
厚生労働省では、次のような取組を行っています。**

- 民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！
- 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！
- 保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

**まずは、お近くの「保育士・保育所支援センター」へ登録、
またはハローワークへの求職申込みをお願いします。**

保育士・保育所支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへの相談・支援を行っています。なんでもお気軽にご相談ください。

- ・ 保育士としての就職に向けた相談
- ・ 勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育所のあっせん
- ・ 就職面接会などの開催や、ご案内

保育士・保育所支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/140131-2.html>